

審 査 基 準

令和4年5月13日作成

法 令 名：道路交通法
根 拠 条 項：第94条第2項
処 分 の 概 要：免許証の再交付
原権者（委任先）：神奈川県公安委員会（仮免許証の再交付については、神奈川県警察本部長）
法 令 の 定 め：道路交通法施行規則第21条（免許証の再交付の申請）
審 査 基 準： （判断基準が「法令の定め」に尽くされている処分であることから、審査基準を定めることを要しない。）
標 準 処 理 期 間：申請の当日中
申 請 先：免許証の再交付申請は、神奈川県警察本部交通部運転免許本部運転免許課に提出してください。
問 い 合 わ せ 先：神奈川県警察本部交通部運転免許本部運転免許課 （電話045-365-3111） ○ 免許証の再交付 免許申請係 内線 253 ○ 仮免許証の再交付 教習所係 内線 226
備 考：